#### 宮城県居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者(児)の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な指定居宅介護、基準該当居宅介護及び移動介護等(以下「指定居宅介護等」という。)サービスを提供するため、指定居宅介護等のサービス提供に当たり必要な知識及び技能を有する者の養成を図ることを目的として、宮城県居宅介護従業者養成研修等事業(以下「本事業」という。)を実施することに関し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。),居宅介護職員初任者研修等について(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)及び強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(平成29年8月3日付け障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長運営要領。以下「運営要領」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (実施主体)

- 第2 実施主体は、県又は通知第1第3項の規定による知事の指定を受けた研修事業者(以下「指定研修事業者」という。)とする。
- 2 知事は、本事業の一部又は全部を適当と認める講習機関等に委託して実施することができるものとする。
- 3 指定研修事業者は、受講者の保護のためやむを得ない場合を除き、本事業の一部又は全部を委託 してはならないものとする。

(研修の課程等)

第3 研修の課程及び内容は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支え無いものとする。

(受講対象者)

第4 受講対象者は、指定居宅介護事業者及び基準該当居宅介護事業者等に従業することを希望する 者、従業することが確定している者又は既に従業している者とする。

(研修科目の免除等)

第5 障害者支援施設等の生活支援員としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合には、研修課程の一部を免除することができるものとし、その具体的免除科目については、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して実施主体の長が決定するものとする。

(修了証明書の交付)

第6 知事又は指定研修事業者は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証明書及び様式第2号による修了証明書(携帯用)を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事又は指定研修事業者は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 及び強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者に対しては、様式第3号による修了証書を交 付するものとする。
- 3 指定研修事業者は、修了証書を紛失した研修修了者から、過去に実施した研修を修了した事実を 証明する求めがあり、事実と認められる場合は、修了証書に代えて、当該事実を証明する書面を交 付するものとする。

#### (修了者名簿等の管理)

- 第7 指定研修事業者は、研修修了者について、修了した研修の名称、修了証書番号、修了年月日、 氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なくこれを知事に提出するものとする。
- 2 知事は、研修修了者について、修了した研修の名称、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年 月日等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、前項の規定により指定研修事業者から提出さ せた名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するも のとする。

#### (研修事業者の指定)

第8 通知第1第3項の規定による研修事業者の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、 知事が行うものとし、指定の要件及び申請手続等に関して必要な事項は別に定める。

#### (留意事項)

- 第9 知事は、居宅介護従業者の人材の確保に資するため、第8に定める指定を積極的に行うものと する。
- 2 テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図ること。
- 3 研修の時間帯、曜日については、地域の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をする こと。また、必ずしも連続して行う必要はなく、カリキュラムに関しては適宜分割するなどして、 幅広に受講できるよう配慮することは差し支えない。
- 4 演習におけるロールプレイ等については、見学のみで修了とすることがないこと。
- 5 実習を行う場合は、実習施設の機能や役割、各実習の目的及び実習においての注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。

#### (その他)

- 第10 この要綱の施行の際,現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして,知事が認める研修の課程を修了した者であって,当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については,同行援護従業者養成研修課程の相当の課程を修了した者とみなす。
- 2 この要綱の施行の際、現に廃止前の宮城県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱又は宮城県ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により知事が認める研修の各課程を修了したものであって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、この要綱に規定する各課程の研修を修了したものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の本要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規定により指定された研修事業とみなす。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

## 宮城県居宅介護従業者養成研修事業カリキュラム等一覧

## 1 居宅介護職員初任者研修課程

#### (1) 内容

告示第2条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生労働省告示第71号)別表1に定めるもの以上であること。また、「行動障害の理解」については、※に記載する内容を盛り込むこと。

講	義及び演習 計130時間	
1	職務の理解	6 時間
	(1) 多様なサービスの理解	
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2	介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
	(1) 人権と尊厳を支える介護	
	(2) 自立に向けた介護	
3	介護の基本	6 時間
	(1) 介護職の役割,専門性と多職種との連携	
	(2) 介護職の職業倫理	
	(3) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント	
	(4) 介護職の安全	
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
	(1) 障害者福祉制度	
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	
	(3) 介護保険制度及びその他の制度	
5	介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション	
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	
6	障害の理解	6 時間
	(1) 障害の基礎的理解	
	(2) 障害の医学的側面,生活障害,心理・行動の特徴,かかわり支援等の基礎的知識	
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	
7	認知症・行動障害の理解	6 時間
	(1) 認知症の理解	(3時間)
	イ 認知症を取り巻く環境	
	ロ 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
••••••••	ハ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
•••••••	ニー家族への支援	
	(2) 行動障害の理解	(3時間)

イ 行動障害とは	
※ 行動障害とはどのような状態をいうか	
ロ 自閉症の理解・自閉症の障害特性	
※ 行動障害を起こしやすい自閉症とはどのような障害か	
※ コミュニケーションや感性の特性、転動性、時間・空間の整理統合、変更への対応	
や記憶の維持の困難さ	
ハ 行動障害が起きる背景の理解	
※ 支援者の不適切な対応が行動障害を誘発していることを知る	
ニ 行動障害を起こさないようにするための支援	
※行動障害を誘発せず、本人が安心して自信を持って生活できるための支援	
8 老化の理解	3時間
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	
(2) 高齢者と健康	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
(1) 基礎知識の学習	
(2) 生活支援技術の講義・演習	
(3) 生活支援技術演習	
10 振り返り	4時間
(1) 振り返り	
	T

### (2) 留意事項

- イ カリキュラムの時間数とは別に、筆記試験による修了評価を行うこと。その際、おおむね7 割以上の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、当該基準に達しない受講者に対しては、 必要に応じて補講等の措置を講じること。
- ロ 各科目の内容,修了の評価及び担当する講師の資格要件は,宮城県介護員養成研修実施要綱 (平成31年1月1日施行)別紙5に定めるものよるものとする。
- ハ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の規定に基づく介護員養成研修と一体的に 研修を実施する場合であって、当該研修と同一科目がある場合は、その科目の履修をもって居 宅介護職員初任者研修の同科目を履修したものとして差し支えない。この場合、「障害の理解」 については、6時間の履修が必要となっていることに留意すること。

#### 2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

Ι	講義 計50時間	2 5 時間
1	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3時間
2	障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4時間
	(1) 障害者(児)福祉の制度及びサービス	(2時間)
	(2) 老人福祉の制度及びサービス	(2時間)
3	居宅介護に関する概論	3 時間

4	障害者及び老人の疾病,障害等に関する講義	3 時間
5	基礎的な介護技術に関する講義	3時間
6	家事援助の方法に関する講義	4時間
7	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5 時間
	(1) 医学の基礎知識	(3時間)
	(2) 心理面への援助方法	(2時間)
п	演習	17時間
<b>Π</b>	演習 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	<b>17時間</b> 4時間
1	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間
1 2	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 基礎的な介護技術に関する演習	4時間 10時間

- 3 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 告示別表第2に定めるもの以上であること。
- 4 重度訪問介護従業者養成研修追加課程 告示別表第3に定めるもの以上であること。
- 5 重度訪問介護従業者養成研修統合課程 告示別表第4に定めるもの以上であること。
- 6 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程 告示別表第5に定めるもの以上であること。
- 7 同行援護従業者養成研修一般課程 告示別表第6に定めるもの以上であること。
- 8 同行援護従業者養成研修応用課程 告示別表第7に定めるもの以上であること。
- 9 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成

18年3月31日厚生労働省告示第209号)別表第5に定めるもの以上であること。

- 10 行動援護従業者養成研修課程
  - (1) 内容

告示別表第8に定めるもの以上であること。

## (2) 留意事項

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程及び(実践研修)課程と共通の内容であることから、合同で開催できるものとする。

- 1 1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程 運営要領別紙1に定めるもの以上であること。
- 12 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)課程 運営要領別紙2に定めるもの以上であること。

# 修了証明書

氏 名

生年月日 年 月 日 生

指定居宅介護等のサービス提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の〇〇課程を修了したことを証明する。

年 月 日

宮 城 県 知 事 (指定研修事業者名及び代表者氏名)

※ ○○には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

## 修 了 証 明 書 (携帯用)

氏 名

生年月日 年 月 日 生

指定居宅介護等のサービス提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の〇〇課程を修了したことを証明する。

年 月 日

# 宮城県知事

(指定研修事業者名及び代表者氏名)

- ※ ○○には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。
- ※ 縦9.1cm×横5.5cmとする。

修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日 生

あなたは、厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が宮城県知事の指定を受けて行う○○を修了したことを証します。

年 月 日

(指定研修事業者名) 代表 〇〇 〇〇

※ ○○には、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)のいずれかを記載する。